

専決処分の報告について

1 専決処分手項

法律上区の義務に属する損害賠償額の決定

2 損害賠償の相手方

東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号八重洲ダイビル 7 階

中西興産株式会社 トラベル事業部 首都圏営業部

営業部長 徳 矢 貢 一

3 損害賠償額

22,340円

4 概要

- (1) 本件損害賠償は、あだたら高原学園移動教室・林間学校参加生徒等輸送業務（単価契約）（以下「本件契約」という。）の契約解除によるものである。
- (2) 葛飾区教育委員会は、区立中学校の 2 学年を対象にあだたら高原学園移動教室（以下「移動教室」という。）の実施を計画し、葛飾区は、中西興産株式会社を相手方として本件契約を平成 23 年 4 月 1 日付けで締結した。
- (3) ところが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の影響により、移動教室の実施日を延期するなど再調整に努めたが、移動教室の実施に伴う生徒の健康面の不安が払しょくされないため、葛飾区教育委員会は、同年 7 月 12 日に移動教室の中止を決定した。
- (4) 本件契約の前提となる移動教室が中止となり、本件契約を継続することが困難となったため、契約約款に基づき、葛飾区と中西興産株式会社は、協議による解除を行い、葛飾区は、中西興産株式会社に生じた損害を賠償することとなった。
- (5) 本件契約の解除に伴う損害賠償の額の内訳は、契約書貼付用の印紙代（20,000円）及び移動教室実施日等の打合せ 3 回分の実費交通費代（2,340円）である。

5 専決処分年月日

平成 24 年 1 月 13 日